**（別添資料２）**

**｢北海道・豆トークショー２０２３｣に係る委託業務受託者募集要領**

令和４年１２月１日

１　総　則

公益社団法人北海道農産基金協会（以下「協会」という。）が実施する「北海道・豆トークショー２０２３」（以下「トークショー」という。）の実施に係る業務の一部委託を行うための受託者募集の手続き等は、この要領に定めるところによる。

２　業務の目的

　　この業務は、全国最大の産地でありながらその消費が低水準で推移している北海道における豆類の消費啓発活動を推進することを通じて、豆類の安定的な生産・消費等を図り、もって北海道農業の発展と国民食生活の改善に資することを目的とする。

３　定　義

　　この要領において使用される用語については、次のように定義する。

(１)　「豆類」とは、マメ科作物であって大豆、小豆、いんげんまめ等乾燥子実で利用されるものをいい、えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピース等未成熟で利用されるものを除く。

(２)　「雑豆」とは、小豆及びいんげんまめとする。

４　委託業務の内容

　　委託業務の内容は、別に定める「北海道・豆トークショー２０２３」開催要領（参考１）及び「北海道・豆トークショー２０２３」の実施概要（参考２）に記載した活動を

　実施する上で必要な次の業務とする。

(１)　トークショーを実施する会場の確保

(２)　雑豆を使用したレシピの考案、当該レシピに基づく料理等（試食品）の調理及び当該料理等のトークショー参加者への提供を行う者の確保

(３)　トークショーの司会者（進行役）の確保

(４)　トークショー告知用チラシの作成・配布

(５)　不特定多数の者を対象としたトークショー告知媒体の選定及び当該媒体への告知広告の掲載

５　業務の対象となる豆類

　トークショー参加者へ提供される料理等（試食品）に使用する豆類は、雑豆を中心に位置づけている限りにおいて、他の豆類も対象とすることができる。

６　応募者の要件

　この委託業務に応募する者は、次の要件を満たすものとする。

(１)　法人又は任意団体（会計処理、意思決定等の方法についての規約等が整備されているものに限る。）であること。

(２)　原則として、北海道地域又は北海道内の主要消費地等を業務の範囲とするものであること。

(３)　業務を的確に遂行する能力を有し、かつ、経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

(４)　雑豆に関する知識を有するとともに、中立性・公平性を保持しつつ業務を実施できること。

７　業務の対象経費

　業務の対象経費は、業務の実施に必要な次の経費とする。

(１)　トークショーを実施する会場確保関係経費

　　　　会場借料、看板製作費、備品費、関係者控え室料、受付用備品費等

(２)　試食料理等提供関係経費

雑豆を使用したレシピの考案費、当該レシピに基づく料理等（試食品）の調理費、当該料理等のトークショー参加者への提供費等

(３)　トークショーの司会者(進行役)確保関係経費

　　　　謝金、旅費交通費

(４)　告知関係経費

　　　　告知用チラシ印刷費、告知媒体への広告掲載（デジタル化経費を含む）費等

(５)　業務横断的経費

　　　　旅費交通費（打合せ旅費等を含む。）

　　　　通信運搬費

　　　　印刷費（トークショーに係るプログラム、封筒の印刷費を含む。）

　　　　臨時雇用賃金

　　食糧費（トークショー当日の関係者打合せに要する昼食代、お茶代等支出に合理性があり、かつ、領収書を提出できるものに限る。）

(６)　間接経費

(１)から(５)までの直接経費の１割を上限とする直接経費以外の経費

８　業務委託費

　委託費は、１，６５０千円を上限とする。

９　委託期間

　令和５年４月から同年１１月を予定する。

10　募集期間

　令和４年１２月１日（木）から令和４年１２月１５日（木）までを公募期間とし、応募書類は、令和４年１２月１５日（木）午後５時必着とする。

11　応募手続き

　この業務の受託を希望する団体は、別添の「『北海道・豆トークショー２０２３』に係る業務受託応募申請書」により応募書類を作成の上、提出する。

12　審査及び採択

　外部有識者等からなる「公募事業等審査委員会」（令和５年１月下旬～２月上旬開催予定）において、採択する団体（１団体）を選定する。

　　審査結果については、採択した応募者に通知するとともに、当協会ホームページにおいても、採択団体名を公表する。